

医薬・生活衛生課 標準処理期間 一覧表

令和8(2026)年10月1日時点

種 別	標準処理期間		備考
調理師免許その他	標準処理期間(日)	経由日数	
調理師免許	20	12	
調理師免許証書換え交付	20	12	
調理師免許証再交付	20	12	
合格証の再交付	20	12	
製菓衛生師免許	20	12	
製菓衛生師免許証書換え交付	20	12	
製菓衛生師免許証再交付	20	12	
合格証の再交付	20	12	
理美容所検査その他	標準処理期間(日)	経由日数	
仮設興行場営業許可	20	-	
興行場営業許可	20	-	
旅館業許可申請	20	-	他機関へ意見照会する場合有り。目安は10日(県の休日を除く)。
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請	15	-	
浴場業許可申請	20	-	
理美容所の使用前の確認	20	-	
管理理美容師講習会の指定	15	-	
理美容師養成施設の指定	80	-	
理美容師養成施設の内容変更の承認	40	-	
理美容師養成施設の廃止の承認	40	-	
理美容師養成施設における新たな授業の承認	40	-	
理美容師養成施設における新たな養成課程の設置の承認	40	-	
理美容師養成施設における養成課程の一部廃止の承認	40	-	
クリーニング所の使用前の確認	20	-	
クリーニング師の研修の指定	15	-	
クリーニング業の業務従事者に対する講習の指定	15	-	
クリーニング師免許	20	12	
クリーニング師免許証訂正	20	12	
クリーニング師免許証 再交付	20	12	
建築物清掃業者等登録	標準処理期間(日)	経由日数	
建築物清掃業者登録	15	-	
生活衛生関係の営業の運営の適正化及び振興に関する法律	標準処理期間(日)	経由日数	
都道府県生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認	10	-	
都道府県生活衛生営業指導センターの手数料徴収の承認	10	-	
適正化規程の認可・変更の認可	40	-	
組合定款の変更の認可	10	-	
振興計画の認定	10	-	
興計画の変更の認定	10	-	
組合協約の認可・変更の許可	10	-	
飲食店その他営業許可その他申請	標準処理期間(日)	経由日数	
食品衛生管理者等養成施設登録	120	-	
食品衛生管理者養成講習会登録	30	-	
食品衛生法に基づく営業許可申請(新規)	20	-	
食品衛生法に基づく営業許可申請(継続)	60	-	
死亡獣畜処理場設置許可その他	標準処理期間(日)	経由日数	
化製場設置許可申請	20	-	
死亡獣畜取扱場設置許可申請	20	-	
鳥類等製造貯蔵施設設置許可申請	20	-	
動物の飼養又は収容の許可申請	20	-	
化製場外における処理の禁止の特例の許可	20	-	
化製場外等の許可	20	-	
動物取扱業者登録等	標準処理期間(日)	経由日数	
動物取扱業登録申請	7	-	
動物取扱業登録証再交付	7	-	
動物取扱業登録更新	7	-	
動物取扱責任者研修受講	7	-	
愛玩動物看護師養成所の指定	120	-	
指定養成所の変更の承認	60	-	
特定動物飼養許可申請その他	標準処理期間(日)	経由日数	
特定動物飼養許可申請(新規)	7	-	
特定動物飼養許可申請(更新)	7	-	
特定動物飼養許可証再交付	7	-	
特定動物飼養変更許可	7	-	
抑留犬返還	標準処理期間(日)	経由日数	
抑留犬返還	7	-	
と畜検査その他	標準処理期間(日)	経由日数	
一般と畜場設置許可申請	14	7	
簡易と畜場設置許可申請	14	7	
と畜場使用料及びと殺解体料の認可	14	7	
と畜場外でと殺、解体する獣畜の検査	5	-	
と殺場以外の場所で獣畜をと殺することができる場合の許可	3	-	

食鳥処理事業許可申請その他	標準処理期間(日)	経由日数	
食鳥処理事業許可申請	14	－	
食鳥処理場の構造又は設備変更許可	14	－	
食鳥処理衛生管理者養成施設登録	120	－	
食鳥処理衛生管理者養成講習会登録	30	－	
確認規程認定申請	14	7	
確認規程変更認定申請	14	7	
農林水産物及び食品の輸出に係る	標準処理期間(日)	経由日数	
輸出証明書の発行	20	－	
適合施設の認定申請	20	2	
温泉掘削その他許可申請	標準処理期間(日)	経由日数	
温泉法に基づく土地掘削許可申請	50	20	環境審議会温泉部会で審議(目安は1～4月)。他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づく土地掘削許可承継承認申請	15	10	他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づく掘削のための施設等変更許可申請	25	15	他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づくゆう出路増掘許可申請	50	20	環境審議会温泉部会で審議(目安は1～4月)。他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づく動力装置の許可申請	50	20	環境審議会温泉部会で審議(目安は1～4月)。他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づくゆう出路増掘の許可承継承認申請	15	10	他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づくゆう出路増掘のための施設等の変更許可申請	25	15	他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づく動力装置の許可承継承認申請	15	10	他機関へ意見照会する場合有り(目安は10日(県の休日を除く))。
温泉法に基づく温泉の採取の許可申請	25	10	
温泉法に基づく温泉の採取の許可承継承認申請	15	10	
温泉法に基づく可燃性天然ガスの濃度確認申請	25	10	
温泉法に基づく温泉の採取のための施設等の変更許可申請	25	10	
温泉利用許可申請	20	－	
温泉利用許可承継承認申請	10	－	
温泉成分分析機関申請	30	15	
医薬品医療機器等法関係販売業許可その他	標準処理期間(日)	経由日数	
薬局の開設許可申請	25	－	
薬局の開設許可更新申請	20	－	
薬局開設許可証の書換え・再交付	20	－	
薬局(店舗・営業所)管理者の兼務許可	20	－	
医薬品販売業の許可申請	25	－	配置販売業を除く
医薬品販売業の許可更新申請	20	－	配置販売業を除く
高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可申請	20	－	
高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可更新申請	20	－	
高度管理医療機器等の販売業営業所管理者の兼務の許可	25	－	
管理医療機器販売及び賃貸業の届出済証交付	20	－	
管理医療機器販売及び賃貸業の届出済証の書換え・再交付	20	－	
薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等の販売若しくは賃貸業の許可証(販売先等変更許可証を含む。.)の書換交付	20	－	
薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等の販売若しくは賃貸業の許可証(販売先等変更許可証を含む。.)の再交付	20	－	
管理医療機器販売及び賃貸業の届出済証書換え交付	20	－	
管理医療機器販売及び賃貸業の届出済証再交付	20	－	
地域連携薬局認定申請	35	10	
地域連携薬局認定更新申請	35	10	
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定証の書換え・再交付	15	10	
薬局(店舗・営業所)管理者の兼務許可	20	10	営業所管理者のみ
医薬品販売業の許可申請	25	10	卸売販売業及び配置販売業のみ
医薬品販売業の許可更新申請	20	10	卸売販売業及び配置販売業のみ
配置従事者の身分証明書交付申請	20	10	
配置従事者の身分証明書の書換え交付	15	10	
配置従事者の身分証明書の再交付	15	10	
専門医療機関連携薬局認定更新申請	35	10	
登録販売者試験合格証明書交付申請	15	10	
販売従事登録申請	20	10	
販売従事登録証書換交付	15	10	
販売従事登録証再交付	15	10	
再生医療等製品販売業の許可申請	20	10	
再生医療等製品販売業の許可更新申請	15	10	
特定保管製造所の登録証の書換交付	10	－	
特定保管製造所の登録証の再交付	10	－	
適合性調査基準確認証の書換	10	－	
適合性調査基準確認証の再交付	10	－	
既存配置販売業の書換交付	15	10	
既存配置販売業の再交付	15	10	

医薬品医療機器等法関係製造業許可その他	標準処理期間(日)	経日数	
第1種医薬品製造販売業許可	60	—	
第2種医薬品製造販売業許可	60	—	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可	25	10	
医薬部外品製造販売業許可	60	—	
医薬部外品製造販売業許可(GMP対象外のみ)	60	—	
化粧品製造販売業許可	60	—	
第1種医薬品製造販売業許可更新	60	—	
第2種医薬品製造販売業許可更新	60	—	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新	20	10	
医薬部外品製造販売業更新	60	—	
医薬部外品製造販売業(GMP対象外のみ)許可更新	60	—	
化粧品製造販売業許可更新	60	—	
医薬品製造業許可申請(無菌)	60	—	
医薬品製造業許可申請(一般)(体外診断用を除く。)	60	—	
医薬品製造業許可申請(包装等)(体外診断用を除く。)	30	—	
薬局製造販売医薬品製造業許可	25	10	
医薬部外品製造業許可(無菌)	60	—	
医薬部外品製造業許可(一般)	60	—	
医薬部外品製造業許可(包装等)	30	—	
化粧品製造業許可(一般)	60	—	
化粧品製造業許可(包装等)	30	—	
医薬品製造業許可更新(無菌)	60	—	
医薬品製造業許可更新(一般)(体外診断用を除く。)	60	—	
医薬品製造業許可更新(包装等)(体外診断用を除く。)	30	—	
薬局製造販売医薬品製造業許可更新	20	10	
医薬部外品製造業許可更新(無菌)	60	—	
医薬部外品製造業許可更新(一般)	60	—	
医薬部外品製造業許可更新(包装等)	30	—	
化粧品製造業許可更新申請(一般)	60	—	
化粧品製造業許可更新申請(包装等)	30	—	
医薬品製造業許可区分の変更又は追加申請(無菌)	60	—	
医薬品製造業許可区分の変更又は追加申請(一般・体外診を除く。)	30	—	
医薬品製造業許可区分の変更又は追加申請(包装等・体外診を除く。)	60	—	
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加申請(無菌)	60	—	
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加申請(一般)	60	—	
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加申請(包装等)	30	—	
化粧品製造業許可区分の変更又は追加申請(一般)	60	—	
化粧品製造業許可区分の変更又は追加申請(包装等)	30	—	
医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請(特定保管)	30	—	
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請	30	—	
化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請	30	—	
医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新(特定保管)	30	—	
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請	30	—	
化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請	30	—	
医療機器修理業許可	60	—	
医療機器修理業許可更新	60	—	
医療機器修理区分の変更又は追加申請	45	—	
医療機器の修理業許可証の書換え交付	10	—	
医療機器の修理業許可証の再交付	10	—	
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の書換え交付	10	—	
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の再交付	10	—	
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証の書換え交付	10	—	
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証の再交付	10	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の書換え交付	10	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の再交付交付	10	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の書換え交付	10	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の再交付	10	—	
再生医療等製品の製造販売業許可証の書換え交付	10	—	
再生医療等製品の製造販売業許可証の再交付	10	—	
医薬品製造販売承認(医療用)	90	—	
医薬品製造販売承認(日本薬局方)	90	—	
医薬品製造販売承認(その他)	90	—	
薬局製造販売医薬品製造販売承認	25	10	
医薬部外品製造販売承認	90	—	
医薬品製造販売承認事項一部変更承認(医療用)	90	—	
医薬品製造販売承認事項一部変更承認(日本薬局方)	90	—	
医薬品製造販売承認事項一部変更承認(その他)	90	—	
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認	25	10	
医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認	90	—	

医薬品又は輸出用医薬品適合性調査申請	承認申請時 又は輸出届時	無菌		60	—	
		一般		60	—	
		包装等		60	—	
		特定保管		60	—	
		試験検査施設等		60	—	
医薬部外品又は輸出用医薬部外品適合性調査申請	承認申請時 又は輸出届時	無菌		60	—	
		一般		60	—	
		包装等		60	—	
		特定保管		60	—	
		試験検査施設等		60	—	
医薬品又は輸出用医薬品適合性調査申請	定期調査	無菌	基本	60	—	
			品目	60	—	
		一般	基本	60	—	
			品目	60	—	
		包装等	基本	60	—	
			品目	60	—	
		特定保管	基本	60	—	
			品目	60	—	
		試験検査施設等	基本	60	—	
			品目	60	—	
医薬部外品又は輸出用医薬部外品適合性調査申請	定期調査	無菌	基本	60	—	
			品目	60	—	
		一般	基本	60	—	
			品目	60	—	
		包装等	基本	60	—	
			品目	60	—	
		特定保管	基本	60	—	
			品目	60	—	
		試験検査施設等	基本	60	—	
			品目	60	—	
医薬品区分適合性調査申請		無菌(無菌原薬・最終滅菌・無菌操作)	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		一般(原薬・生薬原薬・生薬製剤・固形製剤・半固形製剤・液剤)	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		包装等	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		特定保管	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
医薬部外品区分適合性調査申請		無菌(無菌原薬・最終滅菌・無菌操作)	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		一般(原薬・生薬原薬・生薬製剤・固形製剤・半固形製剤・液剤)	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		包装等	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
		特定保管	基本	60	—	
			品目	60	—	
			製版	60	—	
医薬品適合性確認申請		無菌		60	—	
		一般		60	—	
		包装等		60	—	
		特定保管		60	—	
				60	—	
医薬部外品適合性確認申請		無菌		60	—	
		一般		60	—	
		包装等		60	—	
		特定保管		60	—	
				60	—	
第1種医療機器製造販売業許可				60	—	
第2種医療機器製造販売業許可				60	—	
第3種医療機器製造販売業許可				60	—	
体外診断用医薬品製造販売業許可				60	—	
第1種医療機器製造販売業許可更新				60	—	
第2種医療機器製造販売業許可更新				60	—	
第3種医療機器製造販売業許可更新				60	—	
体外診断用医薬品製造販売業許可更新				60	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録				30	—	
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新				30	—	
再生医療等製品製造販売業許可				15	—	
再生医療等製品製造販売業許可更新				10	—	
再生医療等製品製造販売業営業所管理者の許可の兼務				15	—	

毒物及び劇物関係製造・販売業許可その他	標準処理期間(日)	経由日数	
毒物又は劇物の販売業の登録の申請	25	－	
毒物又は劇物販売業の登録の更新の申請	20	－	
毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え	20	－	
毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	20	－	
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請	30	－	
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請	30	－	
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請	30	－	
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え	5	－	
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	5	－	
特定毒物研究者の許可の申請	30	－	
特定毒物研究者許可証の書換え	5	－	
特定毒物研究者許可証の再交付	5	－	
毒物劇物取扱者試験合格証明書交付	15	10	
麻薬取扱関係者免許申請その他	標準処理期間(日)	経由日数	
覚醒剤施用機関・覚醒剤研究者の指定(新規)	15	10	
覚醒剤施用機関・覚醒剤研究者の指定(継続)	60	20	
覚醒剤施用機関・覚醒剤研究者指定証再交付	15	10	
覚醒剤施用機関・覚醒剤研究者指定証記載事項変更届	15	10	
覚醒剤原料取扱者・覚醒剤原料研究者の指定(新規)	15	10	
覚醒剤原料取扱者・覚醒剤原料研究者の指定(継続)	60	20	
覚醒剤原料取扱者・覚醒剤原料研究者指定証再交付	15	10	
覚醒剤原料取扱者・覚醒剤原料研究者指定証記載事項変更届	15	10	
第一種大麻草採取栽培者の免許(新規)	35	15	県警への意見照会あり。他機関へ意見照会する場合有り。目安はそれぞれ10日(県の休日を除く)。
第一種大麻草採取栽培者の免許(継続)	60	20	県警への意見照会あり。他機関へ意見照会する場合有り。目安はそれぞれ10日(県の休日を除く)。
第一種大麻草採取栽培者の免許証再交付	15	10	
第一種大麻草採取栽培者持出し許可	15	10	
麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者の免許(新規)	15	10	
麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者の免許(継続)	60	20	
麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許記載事項変更届	15	10	
麻薬(卸売業・小売業・施用・管理・研究)者免許再交付	15	10	
麻薬小売業者間譲渡許可(新規)	10	－	
麻薬小売業者間譲渡許可(継続)	45	－	
向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者の免許(新規)	15	10	
向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者の免許(継続)	60	20	
向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許証記載事項変更届	15	10	
向精神薬卸売業者・向精神薬小売業者免許再交付	15	10	
向精神薬試験研究施設設置者の登録	15	10	
向精神薬試験研究施設登録証記載事項変更届	15	10	
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	15	10	
麻薬小売業者間譲渡許可変更届	10	－	
麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	10	－	
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付	10	－	

[医薬・生活衛生課 標準処理期間一覧表の説明]

1 定義

(1) 条例等

条例、規則及び要綱、要領その他の事務処理の基準として栃木県の機関が定める内部規程（通知の形式によるものを含む。）をいう。

(2) 申請

法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(3) 標準処理期間

申請の処理に通常要する期間をいう。

(4) 処理機関

申請を処理する本庁（栃木県行政組織規程（昭和 39 年栃木県規則第 27 号。以下「組織規程」という。）第 3 条に規定する本庁をいう。）及び出先機関（組織規程第 4 条に規定する出先機関をいう。）をいう。

(5) 経由機関

法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(6) 経由日数

申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。

2 電子申請の場合の標準処理期間

電子申請（電子情報処理組織（処理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請が行われた場合）と、書面による申請の標準処理期間は同一である。

3 標準処理期間の日数算定

(1) 標準処理期間は、申請が処理機関（経由機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（電子申請の場合においては、処理機関の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日。）から起算（初日不算入）して当該処理機関が申請をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

(2) 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

ア 栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に定められた休日の日数。

イ 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数。

ウ 法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査、諮問等（以下「照会等」という）に要する日数。（処理機関が照会等をした日から起算（初日不算入）して回答、答申等があった日までの日数とする。）

※ウについては、その参考となる目安日数を別表に記載する。

適用日：令和 8 (2026) 年 10 月 1 日